

# 重要事項説明書

## (大田原市総合事業)

利用者：\_\_\_\_\_様

事業者：ナイスケアリング大田原かじや\_\_\_\_\_

令和4年10月版

## 大田原市総合事業 重要事項説明書

### 1 はじめに

当事業所はご利用者に対して訪問介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 株式会社ナイスケアリングが開設するナイスケアリング大田原かじや 指定大田原総合事業所（以下「ナイスケアリング大田原かじや」という。）が行う指定大田原総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供をおこなうため、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする |
| 事業の方針 | <p>利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。</p> <p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p>                                                                          |

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

|                                                         |                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所名                                                    | ナイスケアリング大田原かじや （法人 株式会社ナイスケアリング）                                                                                                                                              |
| 所在地                                                     | 栃木県大田原市加治屋 9 4 番地 1 0 6 コーポ吉崎 1 0 1<br>TEL 0287-47-4171                                                                                                                       |
| 介護保険指定番号                                                |                                                                                                                                                                               |
| サービスを提供する地域と実費がかかる場合について（事前に文書による説明をした上で支払いに対する同意を得て実施） | <p>通常地域 大田原市（旧黒羽、旧湯津上地区を除く）</p> <p>上記の実施地域外の支援については可能な限り相談に応じるものとする。</p> <p>通常の事業の実施範囲を越えてから片道おおむね5キロメートル未満 300円</p> <p>通常の事業の実施範囲を越えてから片道おおむね5キロメートル以上5キロメートルを増すごとに 300円</p> |

#### (2) サービス提供の時間帯

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 営業時間 | 通常時間帯<br>8：30～17：30                                     |
| 営業日  | 月曜日～金曜日<br>国民の祝日、土曜日、日曜日、8月13日～8月15日及び12月31日～1月3日までを除く。 |

※ 上記の営業時間以外におけるサービスについては利用者からの相談に可能な限り応じるものとする。

### (3) 職員体制

|               | 資格                  | 常勤   | 非常勤    | 計    |
|---------------|---------------------|------|--------|------|
| 管理者           |                     | 1名   |        | 1名   |
| サービス提供責任者（兼務） | 介護福祉士               | 1名以上 | （1名以上） | 1名以上 |
| 訪問介護員等        | 介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者 | 1名以上 | （1名以上） | 2名以上 |

## 3 サービス内容

### (1) 身体介護

- ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清 拭 ⑤ 体位変換 ⑥ 移動介助等  
⑦ 自立支援のための見守り援助 ⑧ その他必要な身体介助 ⑨ ①～⑧に付随する介助

### (2) 生活援助

- ① 買 い 物（代行） ② 調 理 ③ 掃 除 ④ 洗 濯 ⑤ その他の生活援助  
⑥ ①～⑤に付随する援助

### (3) その他サービス

- ① 介護相談 等

## 4 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の1割（所得により2割又は3割）です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表—基本料金・通常時間]

|             |     |                                  |       |
|-------------|-----|----------------------------------|-------|
| A2 訪問型サービス  | 独自Ⅳ | 事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）1月の中で4回まで  | 268単位 |
|             | 独自Ⅴ | 事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）1月の中で5回～8回 | 272単位 |
|             | 独自Ⅵ | 事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）1月の中で9回～12回 | 287単位 |
| 初回加算        |     | 1カ月につき                           | 200単位 |
| 生活機能向上連携加算Ⅰ |     | 1カ月につき                           | 100単位 |
| 生活機能向上連携加算Ⅱ |     | 1カ月につき                           | 200単位 |

※ 1単位は10円です。（大田原市については地域区分の加算として大田原市については7級地（1単位10.21円）となります。

| 該当するもの | 内容          | 加算単位数                            | 利用者負担額                        |
|--------|-------------|----------------------------------|-------------------------------|
| ○      | 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 13.7%                            | 原則、左記の1割<br>(所得により2割<br>又は3割) |
|        | 介護職員処遇改善加算Ⅱ | 10.0%                            |                               |
|        | 介護職員処遇改善加算Ⅲ | 5.5%                             |                               |
|        | 介護職員処遇改善加算Ⅳ | Ⅲにより算出した単位(1単位未満の端数四捨五入)<br>×0.9 |                               |
|        | 介護職員処遇改善加算Ⅴ | Ⅲにより算出した単位(1単位未満の端数四捨五入)<br>×0.8 |                               |
|        | 加算なし        |                                  |                               |

| 該当するもの | 内容               | 加算単位数     | 利用者負担額                |
|--------|------------------|-----------|-----------------------|
|        | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 所定単位の2.4% | 原則、左記の1割(所得により2割又は3割) |

(2) 交通費

通常のサービスを実施する地域以外にお住まいの方は、2-1の通りサービス従業者が訪問するための交通費をいただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただく場合がございます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先：0287-47-4171)

|   |                               |       |
|---|-------------------------------|-------|
| ① | ご利用日の前営業日の17時30分までにご連絡いただいた場合 | 無料    |
| ② | ご利用日の前営業日の17時30分までにご連絡がなかった場合 | 1000円 |

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。
- ③ 料金の支払方法  
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月までに当月分の料金を請求いたします。お支払い方法は、原則銀行または、郵便局引き落としとさせていただきます。
- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ 訪問するヘルパーについては固定ではありません。ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
- ⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いをご遠慮下さい。
- ⑧ 出来るだけご希望に添える様努力いたしますが、交通状況や天候等の事情により多少のお時間のずれが生じる場合がございます。
- ⑨ ご利用者のご都合や事業所の都合により訪問日程や時間を変更する場合は出来るだけ早めに調整を行います。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

- ※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- ※ ご利用者のご希望又は当事業所がサービスに対して他の事業所のほうが適切であると判断した際は、ご利用可能な事業所の情報を懇切丁寧に提供いたします。

### (2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

#### ② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要介護と認定された場合。

#### ④ その他

- ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 本人様・ご家族様・代理人様による反社会的な活動の勧誘、威圧、暴言、暴力等の不法行為があった場合に対しては即座にサービスの提供を中止・契約の解除とともに警察・各行政機関への報告を行います。
- ・ 人員不足等でやむを得ず利用のお断りをさせて頂く場合にはご本人・ご家族・代理人への説明を行うとともにお近くのサービス提供事業者の情報提供を行います。

### (3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

\*当事業所は、サービス中の事故について 介護事業者賠償責任保険に加入しております。

## 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 奥村 友

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

|               |       |  |
|---------------|-------|--|
| 主治医           | 主治医氏名 |  |
|               | 連絡先   |  |
| ご家族           | 氏名    |  |
| 代理人           | 連絡先   |  |
| 主治医への<br>連絡基準 |       |  |

## 8 サービスに対する苦情相談窓口

1) 当事業所の行ったサービスについてご不満な点やお困りごとなどがございましたら、お気軽にご相談下さい。誠意をもって迅速に対応いたします。

2) 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

ナイスケアリング大田原かじや TEL 0287-47-4171 FAX 0287-47-4172

住所 大田原市加治屋 94 番地 106 コーポ吉崎 101

担当窓口 管理責任者 成田ゆう子

## 行政機関苦情受付機関

| 名称                | 所在地                                     |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 栃木県 健康国民健康保険団体連合会 | TEL 0286-43-2220<br>住所 宇都宮市本町3-9 合同ビル6階 |
| 大田原市役所 高齢者幸福課     | TEL 0287-23-8865<br>住所 大田原市本町1-4-1      |

## 9 第三者評価の実施

第三者評価の実施については現在実施されておりません。今後実施を行った場合には、実施の有無、実施日、実施した機関、評価の内容について情報を開示できるように致します。

## 10 会社の概要

社名 株式会社ナイスケアリング

設立 平成29年5月

所在地 栃木県大田原本町一丁目2714番地 (ビルラポール1F-B)

代表者 代表取締役 奥村 友

事業内容 訪問介護事業、大田原市総合事業、居宅介護支援事業、障がい者サービス事業  
移動支援事業、一般乗用旅客自動車(福祉限定)事業

令和      年      月      日

大田原市総合事業サービスの提供の開始に対し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者      所属

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者      住所

氏名

印

(代理人)      住所

氏名

印